

運 営 規 程

(介護予防小規模多機能型居宅介護事業)

(小規模多機能型居宅介護事業)

社会福祉法人 宮古島市社会福祉協議会
宮古島市社協小規模多機能型居宅介護事業所きゅーぎ

宮古島市社協小規模多機能型居宅介護事業所きやーぎ

運営規程

- 第1条 事業の目的
- 第2条 運営の方針
- 第3条 事業の名称等
- 第4条 職員の職種、員数及び職務内容
- 第5条 営業日及び営業時間
- 第6条 登録定員及び利用定員
- 第7条 通常の事業の実施地域
- 第8条 小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕の内容
- 第9条 介護計画の作成
- 第10条 利用料等
- 第11条 サービス利用に当たっての留意事項
- 第12条 衛生管理等
- 第13条 緊急時における対応方法
- 第14条 非常災害対策
- 第15条 事故発生時の対応
- 第16条 協力医療機関等
- 第17条 苦情処理
- 第18条 個人情報の保護
- 第19条 虐待防止に関する事項
- 第20条 身体拘束
- 第21条 地域との連携など
- 第22条 業務継続計画の策定等
- 第23条 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等
- 第24条 就業環境の確保
- 第25条 その他運営に関する留意事項

宮古島市社協小規模多機能型居宅介護事業きやーぎ運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会が開設する宮古島市社協小規模多機能型居宅介護事業所きやーぎ（以下「事業所」という。）が行う小規模多機能型居宅介護事業及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）は要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、通いを中心として、要介護者等の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせて、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、宮古島市、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 宮古島市社協小規模多機能型居宅介護事業所きやーぎ
- (2) 所在地 宮古島市城辺字長間1419番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤、介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも小規模多機能型居宅介護を提供する。

- (2) 介護支援専門員 1名（常勤、管理者と兼務）

介護支援専門員は登録者にかかる居宅サービス計画又は介護予防サービス支援計画及び小規模多機能型居宅介護計画〔介護予防小規模多機能型居宅介護計画〕の作成に当たる。

また、介護老人福祉施設や介護老人保健施設、医療機関、他の居宅介護サービス事業所等との連絡・調整を行う。

- (3) 介護従業者 15名以上（看護師2名以上、介護職員13名以上）

介護従業者は登録者の居宅を訪問して小規模多機能型居宅介護サービスまたは介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供するとともに、事業所において通い及び宿泊の利用

者に対し小規模多機能型居宅介護サービスまたは介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供する。

看護師は登録者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 365日

(2) 営業時間 24時間

① 緊急でない場合の相談対応等については平日午前8時から午後5時

(3) サービス提供時間

① 通いサービス 基本時間 午前9時から午後5時まで

② 宿泊サービス 基本時間 午後5時から翌日午前9時まで

③ 訪問サービス 24時間

上記サービス時間については、利用者の状態等により検討されたケアプランによって必要に応じ変更可能とする。

(登録定員及び利用定員)

第6条 当事業所における利用定員は次のとおりとする。

(1) 登録定員 29名

(2) 通いサービス 18名

(3) 宿泊サービス 9名

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

(1) 宮古島市城辺圏域

(小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕の内容)

第8条 事業所の介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供の開始に当たり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）を作成する。

2 小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供にあたっては、以下の点に留意して行う。

(1) 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、次条第1項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることとする。

- (2) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。
- (3) 小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこととする。
- (4) 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供することとする。

(介護計画の作成)

第9条 小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕の内容は次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 介護計画の作成
- (2) 相談、援助等
 - ①日常生活に関する相談、助言
 - ②家族に対する相談、助言
 - ③福祉用具利用方法の相談、助言
 - ④他の居宅サービス利用時の情報提供
 - ⑤サービス利用についての相談、助言
 - ⑥日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き
 - ⑦家族や地域との交流支援
 - ⑧その他必要な援助
- (3) 通いサービス及び宿泊サービスに関する内容
 - ①移動の介護
 - ②健康のチェック
 - ③機能訓練
 - ④入浴介助又は清拭、入浴の見守り
 - ⑤排泄介助
 - ⑥体位変換
 - ⑦衣服の着脱
 - ⑧食事の提供
 - ⑨食事の介助
 - ⑩服薬支援
 - ⑪医師の指示による医療的ケア
 - ⑫地域との交流
 - ⑬レクリエーション活動
 - ⑭送迎サービス
 - ⑮その他必要な支援
- (4) 訪問サービスに関する内容

- ①排せつ・食事介助・清拭・体位変換等の身体の介護
- ②調理・居室の掃除・生活必需品の買い物等の生活の援助
- ③安否確認
- ④特別な介助を要する場合、またはその他やむを得ない事情がある方の受診時の移動支援
- ⑤服薬支援
- ⑥地域活動への参加支援
- ⑦その他必要な支援

2 サービスの提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画〔介護予防小規模多機能型居宅介護計画〕を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。

(利用料等)

第10条 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じた額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

- (1) 食事代 朝食300円、昼食300円、夕食300円（利用した場合のみ）
- (2) 宿泊費 1泊につき2,000円とする。
- (3) おむつ代 実費
- (4) 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕に要した交通費及び送迎にかかる費用は、その実費を徴収する。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収する。

2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（または記名押印）を受けることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 サービスの提供に当たっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。

- (1) 利用者は小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を小規模多機能型居宅介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けられるようにする。
- (2) 健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等を中止する場合がある。
- (3) 利用日当日に欠席をすることがわかる場合には事前に事業所へ連絡していただく、もしくは当日午前8時30分までに事業所に連絡をしていただくこと。
- (4) サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがある。

(衛生管理等)

第12条 事業所は事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 事業所の職員は、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機関へ連絡するかまたは緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第14条 小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。

- 2 非常災害に備え、年2回以上の避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 3 訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるように連携に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第15条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに宮古島市、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をするものとする。
- 3 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 4 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(協力医療機関等)

第16条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

- 2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。

- 3 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

(苦情処理)

第17条 当事業所は、自ら提供した小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(個人情報の保護)

第18条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を1年に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第20条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職

員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(地域との連携など)

第21条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 事業所は、小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を継続的に実施し、非常時には体制を整えて早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第23条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を随時開催するものとする。

(就業環境の確保)

第24条 事業所は、適切な指定小規模多機能型居宅介護サービス〔介護予防小規模多機能型居宅介護サービス〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第25条 事業所は、全ての小規模多機能型居宅介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員）、介護保険法第8条第2項に規程する政令で定める者等の資格を有しない者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

（１） 採用時研修 採用後3か月以内

（２） 継続研修 年1回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者で無くなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを完結した日から5年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年2月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年11月1日から施行する。